



みんなの健活サービス がん団信パッケージ

（無料電話相談）
のご案内

専用ダイヤルにお電話いただき、対応者が出たら**「みんなの健活サービス がん団信パッケージ」の会員です**とお申し出ください。



24時間健康・医療相談サービス

たとえば、自分、同僚や家族のこんな時に。

- 不安なことがあると体が痛くなり、昨日から動悸もする・・・
- しびれが止まらない、何かの病気か・・・
- 現在の治療内容や投薬で少し気になる点がある・・・
- 自分にあったメタボ予防対策や改善方法を知りたい・・・
- こどものケガの応急処置を教えてください・・・
- 親の介護について良い方法がないか・・・
- 深夜に子どもが急な発熱。高熱だが救急病院にいくべきか・・・



お電話による無料相談はこちら。

受付番号 専用ダイヤル **0120-635-190**

相談時間 **24時間365日 いつでも相談可能**

健康や生活に関する幅広い分野について、専用ダイヤルでご利用いただける総合相談窓口です。

- 利用対象者 加入者本人とその被扶養者
- 利用時間・相談回数制限なし

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。



メンタルヘルス相談サービス

たとえば、自分、同僚や家族のこんな時に。

- 職場の人間関係について悩んでいる・・・
- ここ最近何をするにも意欲がわかず、体がだるい・・・
- 公私にわたるストレスにより、気が滅入っている・・・
- 介護による疲労感や罪悪感を伴うことがある・・・
- 子どもが不登校気味になり、心配している・・・
- 職場の部下に不調者がいる、どのような対応が必要か・・・



お電話による無料相談はこちら。

受付番号 専用ダイヤル **0120-922-532**

受付時間 **電話相談：月～土曜日10～22時（祝日・年末年始を除く）**
⇒1人1回20分程度となります。

○利用対象者 加入者本人とその被扶養者

○相談回数制限なし（1日1回）

面談予約：月～土曜日10～20時（祝日・年末年始を除く）

⇒全国主要都市のカウンセリングルームにて行います。

○利用対象者 加入者本人とその被扶養者

○面談によるカウンセリングは、1人年間5回まで無料

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。



セカンドオピニオン

- より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。一定の条件が満たされる場合には各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診を手配・紹介します。
- 糖尿病の早期治療・重症化防止のお手伝いをいたします。



お電話による無料相談はこちら。

受付番号 専用ダイヤル **0120-959-765**

音声ガイダンスにしたがって、ご相談内容をお選びください。
「セカンドオピニオンサービス」は「1」を押してください
「糖尿病に関する相談」は「2」を押してください

相談時間 **「セカンドオピニオンサービス」
月～土曜日 9：00～18：00（祝日・年末年始を除く）
「糖尿病に関する相談」
月～金曜日 9：00～16：00（祝日・年末年始を除く）**

- 利用対象者 加入者本人とその被扶養者
- ご利用は、本人・被扶養者それぞれ年1回となります。

※本サービスの利用者は地銀協がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入している方です。
※外部の専門機関に委託していますのでプライバシーは厳守されます。安心してお気軽にご利用ください。
※サービス利用にあたっては、「みんなの健活サービス がん団信パッケージ利用者規約」を必ずご一読ください。
また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。
※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

本サービスの提供者：明治安田生命保険相互会社 本サービスの対象となる保険契約の契約者：一般社団法人全国地方銀行協会

みんなの健活サービス がん団信パッケージ

（「24時間健康・医療相談サービス」「メンタルヘルス相談サービス」「セカンドオピニオンサービス」）

本規約は、明治安田生命保険相互会社（以下「当会社」といいます）が運営・提供する24時間健康・医療相談サービス、メンタルヘルス相談サービスおよびセカンドオピニオンサービス（以下総称して「本サービス」といいます）につき、本サービスをご利用できる方（以下「サービス利用者」といいます）が本サービスを利用する場合の諸条件を定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、必ず本規約についてご確認くださいとともに、本規約についてご承諾の上でご利用いただきますようお願いいたします。

サービス利用者は、当会社に対して本サービス利用の申し出をすることをもって本規約に同意したものとみなします。本規約の全部または一部に同意いただけない場合には、本サービスの利用をお断りさせていただきます。

第1条：サービスの内容・対象・期間・利用

- サービス利用者は、次の各号の各種サービスを、別に当会社が定めるところに従い、利用することができます。
 - 電話による健康医療相談サービス
 - 電話による以下の健康相談等（24時間・年中無休）
 - 医師・保健師・看護師等による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談
 - 夜間・休日の医療機関情報の提供
 - 医療機関情報の提供・介護などシルバー情報の提供
* ③に関しては24時間・年中無休体制で対応しているが、内容により返答が翌日になることがあります。
 - メンタルヘルス相談サービス
 - 面談カウンセリング（面談予約：月～土10時～20時、祝日・年末年始を除く）
 - 電話カウンセリング（電話相談：月～土10時～22時、祝日・年末年始を除く。電話相談予約：月～土10時～18時、祝日・年末年始を除く）
 - セカンドオピニオンサービス
 - 電話によるメディカルコンサルテーションの提供
 - 電話によるセカンドオピニオンの提供
 - 電話による専門医の紹介
 - 電話による専門医療情報・医療機関情報の提供及び調査
 - 受診に関する医療機関の手配紹介
 - 総合相談医との面談によるセカンドオピニオンの手配
 - 総合相談医による優秀専門臨床医などの専門医の紹介
 - (3)に規定するサービスの利用条件は以下のとおりとする。
 - 受付時間 月曜～土曜9:00～18:00（日曜、祝日及び12月31日～1月3日を除く）
 - 病名が判明していること。但し、プライマリケアー・美容外科・心療内科・精神科・歯科及び口腔外科を除く。
 - サービス利用者は、本人の身体状況に関し、本サービスの提供のために、専門の事業者からサービスに係わる医療機関への情報を開示する事を了承すること。
 - サービス利用者が入院している等により直接利用できない場合には、その家族が総合相談医よりセカンドオピニオンを取得することができる。
 - 本サービスの利用に際し必要となる診察関連資料は、サービス利用者が用意するものとする。
 - 本サービスを利用する際の交通費は、サービス利用者負担とする。
 - 優秀専門臨床医などの専門医の紹介については、総合相談医が優秀専門臨床医などの専門医による受診を必要と判断し、且つサービス利用者が優秀専門臨床医などの専門医受診を希望した場合、総合相談医は紹介状を発行するが、受診の最終判断はサービス利用者の自己判断において行うものとする。
 - 医療機関の手配紹介や優秀専門臨床医などの専門医の紹介に関しては、診察の優先付けや治療に対しての便宜を図るものではない。
 - 手配紹介した医療機関や優秀専門臨床医などの専門医による診察・治療・検査・交通費等の費用は、すべてサービス利用者負担とする。
 - 優秀専門臨床医などの専門医への予約はサービス利用者が行う。
 - 本サービスにおいて発行する診察申込書は、医療機関において取り扱う診療情報提供書の機能を果たすものではない。
 - 受診に関する医療機関の手配紹介サービスは、専門の事業者が適当と判断した場合に限り、専門の事業者が指定する医療機関へ手配・紹介するもので、サービス利用者が希望すれば手配・紹介を受けられるものではない。また、原則、三大疾病（悪性新生物（がん）・脳血管疾患・心疾患）を対象とし、同一病名での利用は本サービス期間中1回限りとする。
* (3)に規定するサービス提供に際し、地域や内容によりご要望に沿えないことがあります。
* 本条に規定するサービス提供に際し、国外の相談及び国外からの相談等は受け付けられないものとします。
- 本サービスの対価は、次に定める対価を除き無償とします（次に定める対価は有償であり、サービス利用者の負担となります）。
 - メンタルヘルス相談サービスの面談カウンセリングにおいて、サービス利用者1人につき年間5回を超えてカウンセリングをご利用の場合 5回を超えて利用したカウンセリングの対価
 - 本サービスで紹介された、医療機関・福祉施設、介護サービス事業者、介護機器・用品等提供事業者等（以下、これらを総称して「提供主体」といいます）が提供するサービスを利用する場合や、その提供主体から介護機器・用品等の物品を購入する場合 それらの対価
- 医師法、医療法等の医療関連法令が規定する医療を提供する行為や、医療関連法令に抵触する行為は本サービスに含まれません。
- サービス利用者は、がん保障特約付団体信用生命保険契約加入者ならびにがん保障特約付団体信用生命保険契約加入者の健康保険における被扶養者で、当会社が本サービスの利用を承諾した方とさせていただきます。
- サービス利用者は、当会社の定める方法にしたがって、本サービスを利用してください。
- サービス利用者は自らの判断と責任において、本サービスおよび本サービスにより得た情報を利用するものとします。
なお、本サービスに関して当会社がサービス利用者等に提供するすべての情報（各種サービス）は、あくまで健康づくり、メンタルヘルス、セカンドオピニオン等に関する一般的な情報あるいはサービス利用者等の責任で活用していただくためのアドバイス等であり、当会社は、当会社の責による場合を除き、サービス利用者等がそれらの情報を活用したことにより受けた一切の損害またはトラブル等に対し何らの責任を負わないものとします。

第2条：サービス提供の委託

- 当会社は、必要に応じて本サービスの提供を専門の事業者に委託します。
- 前項において、当会社は、必要に応じて委託事業者からの再委託を認めることがあります。

第3条：個人情報の取り扱い

- サービス利用者が当会社に届け出た事項および本サービスの利用に関する情報など、当会社が本サービスに関わる業務に関して取得し、または記録したすべての情報（以下「サービス利用者の個人情報」）は当会社が所有し、本サービスの終了後もサービス利用者に返却しません。
- 当会社は、サービス利用者の個人情報を、本サービスを提供するために必要な範囲で利用し、または各種サービス提供会社に提供することがあります。
- サービス利用者は、当会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、サービス利用者の個人情報を開示するよう請求することができます。また、万一、サービス利用者の個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合には、当会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- 個人情報に関するお問い合わせ、開示・訂正・削除等のお申し出はコミュニケーションセンター（0120-662-332）へご連絡ください。なお、当会社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

第4条：本サービスの変更

当会社は、サービス利用者に事前に連絡することなく、本サービスの諸条件・運用規則や本サービスの内容（各種サービスの種類、内容、その他の各種サービスに関する事項を含みます）を変更することがあり、サービス利用者はこれを承諾するものとします。この変更には、本サービスの部分的な改廃などを含みますが、これらに限定されません。また当会社は、この変更に起因するサービス利用者が被った不利益、損害について責任を負わないものとします。

第5条：本サービスの一時的な中断・停止または中止

- 当会社は次の各号に該当する場合には、サービス利用者に事前に連絡することなく一時的に本サービスの運営または提供を中断・停止し、または中止・終了することがあります。
 - （1）本サービスのシステムの保守・点検・修理・変更を定期的にはまたは緊急に行なう場合
 - （2）火災・停電などや、地震・噴火・洪水・津波などの天災により、本サービスの提供が困難な場合
 - （3）戦争・変乱・暴動・争乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - （4）第三者による本サービスのシステムの破壊や妨害行為により運営ができなくなった場合
 - （5）その他当会社が本サービスの一時的な中断・停止または中止・終了を必要と判断した場合
- 当会社は、その事業上の必要により、サービス利用者事前に連絡することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断・停止または中止・終了することがあります。
- 当会社は本条に基づき本サービスが中断・停止または中止・終了となったとしても、これに起因するサービス利用者または他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について責任を負いません。

第6条：免責事項

当会社は、本規約その他の約定に定めがある場合および当会社の責による場合を除き、本サービスの利用に関して発生したサービス利用者の損害のすべてに対し、いかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務はないものとします。

第7条：規約の範囲および改訂

当会社は、サービス利用者に事前に連絡することなく本規約をいつでも変更することができます。この場合、当会社は、当会社のホームページ上に表示する方法その他の方法により、変更後の規約および電話番号等を公表または通知します。

第8条：準拠法

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

第9条：専属的合意管轄裁判所

サービス利用者と当会社の間で訴訟の必要が生じた場合、当会社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【用語の定義】

- メディカルコンサルテーションとは
提携医療機関への受診手配やセカンドオピニオンの手配等を前提とした健康相談や医療相談。
- 総合相談医とは
各診療科領域において権威があり、セカンドオピニオンサービスに賛同し、医療提携施設においてセカンドオピニオンを実施する医師。
- セカンドオピニオンとは
主治医から示されている病名や診断内容・治療方法などについて、主治医以外の医師に意見を求めること。
- 優秀専門臨床医とは
ドクターオブドクターズ評議員会において全会一致のもと選考され、セカンドオピニオンサービスに賛同した医師。高いレベルの専門性を有した現役の臨床医。
- 評議員とは
大学教授・大手病院の院長若しくはそれに準ずる役職経験者であり、セカンドオピニオンサービスの構築・運営について助言・提言を行う医師。
- 評議員会とは
評議員が集まり優秀専門臨床医を選考する会議。
- 専門医とは
各学会等で定められた条件をクリアした高いレベルの専門性を有した現役の臨床医。
- プライマリケアー
日常的に見られる病気及び軽度の外傷治療をいい、その判断は、専門の事業者の医師・保健師・看護師等が行う。